

令和6年度第2回 板橋区地域ケア運営協議会	資料 2-1
令和7年1月16日（木）	

東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が、令和6年3月29日に公布された。介護保険法の規定により、区は、これらの基準に準拠して定める標記条例を改正する必要がある。

2 改正概要

（1）介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき職員の基準を改める（第3条関係）。

ア 現行の地域包括支援センターの職員の員数について、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

なお、ここでいう常勤換算方法とは、当該センターの職員の勤務延時間数を、当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法のことをいう。

イ センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士、主任介護専門員その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内のセンターが1か所ごとに、それぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該区域内のセンターは1か所ごとに、それぞれ3職種のうちいずれか2職種以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

（2）所要の規定整備

3 施行日

公布の日 ※令和6年10月25日（金）に公布済み